

事業名	過疎地域遊休施設再整備事業		
事業内容 (目的・概要)	過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う。		
事業主体	過疎市町、構成市町の2分の1以上が過疎地域市町である一部事務組合等		
採択要件	<p>(1) 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。</p> <p>(2) 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。</p> <p>(3) 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。</p> <p>(4) 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。</p> <p>(5) 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。</p>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>1 交付対象経費の限度額 60,000千円</p> <p>2 交付率 3分の1以内</p>		
制度創設年度	平成23年度		
関係省庁名	総務省自治行政局過疎対策室		
最近の実績	・世羅町(平成24年度)		
問合せ先	地域政策局中山間地域振興課		
	Tel	082-513-2632	e-mail chichusankan@pref.hiroshima.lg.jp